

第2回武蔵野市総合教育会議

日時：平成28年10月3日（月）

場所：武蔵野市役所西棟8階 813会議室

平成 28 年第 2 回武蔵野市総合教育会議

○平成 28 年 10 月 3 日 (月)

○総合教育会議構成員出席者

市長	邑上 守正	教育委員会教育長	宮崎 活志
教育委員会委員	栃折 暢子	教育委員会委員	山口 彭子
教育委員会委員	山本ふみこ	教育委員会委員	渡邊 一衛

○総合教育会議関係者

副市長	五十嵐 修
-----	-------

○事務局出席者

総合政策部長	名古屋友幸
教育部長	竹内 道則
子ども家庭部長	大杉由加利
企画調整課長	樋爪 泰平
市民活動推進課長	佐々木 岳
子ども政策課長	勝又 隆二
児童青少年課長	原島 正臣
教育企画課長	大杉 洋
指導課長	指田 和浩
統括指導主事	木下 雅雄
教育支援課長	稲葉 秀満
生涯学習スポーツ課長	長谷川雅一
オリンピック・パラリンピック 担当課長	齋藤 綾治
武蔵野ふるさと歴史館 担当課長	田川 良太
図書館長	養田 重忠

午後 2 時 30 分 開会

1 開会

○邑上議長 皆様、こんにちは。それでは、ただいまより平成 28 年度第 2 回武蔵野市総合教育会議を開会いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。学校では既に 2 学期がスタートして、1 カ月が終わりました。また、年度で申しますと、ちょうど 10 月から後期が始まった、そんな節目になってきたのではないかなと思っています。秋の運動会も無事終了し、皆さん方にも応援いただいたものと思っています。いろんな運動会を見ても、子どもたちの成長というのは大変感激をするところですので、このように子どもたちがこれからも元気でいろんな活動ができるように、引き続き皆様方のご支援、ご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、協議報告事項として 5 点、情報提供その他として幾つか次第に用意したとおりでございます。限られた時間でございますので、説明のほうはコンパクトにさせていただいて、皆さん方も意見をなるべくまとめた形で言うただけるとありがたいと思っています。

2 協議報告事項

(1) 国・都の支援制度の拡充に伴う奨学金の見直しについて

○邑上議長 それでは、早速でございますが、2 の「協議報告事項」からスタートしたいと思います。

(1) 「国・都の支援制度の拡充に伴う奨学金の見直しについて」ということで、事務局、説明を願います。

○稲葉教育支援課長 国・都の支援制度の拡充に伴う奨学金の見直しについて、資料 1-1、資料 1-2 をもとに説明いたします。

資料 1-1 をごらんください。

初めに、奨学金見直しの目的につきましては、平成 22 年度より公立高校の授業料無償化、私立高校の授業料に対する援助が始まり、平成 26 年度には私立高校への授業料に対する支援制度が拡充されました。また、授業料以外の教育費に充てる目的で奨学給付金制度も創設されています。

資料 1-2 「国・都の高校生世帯への教育支援制度」をごらんください。左側の欄が世帯年収の区分となっております。縦の欄が、今ご説明いたしました各種の支援制度になります。

「授業料の助成」として、就学支援金。これは国の制度となっておりますが、世帯年収が約 910 万円未満であれば、助成金が 11 万 8800 円となっております。都立高等学校の授業料は、世帯年収が約 910 万円以上でなければ授業料は発生していない状況です。また、私立高校への授業料助成制度として、国の就学支援金制度が世帯年収で約 590 万円までを対象としています。また、東京都の制度として、授業料軽減助成金を世帯年収約 760 万円まで拡充しております。

支給金額は、世帯年収区分ごとに分かれており、記載のとおりとなっております。

また、授業料以外の教育費として、奨学給付金制度が創設され、生活保護世帯・非課税世帯は世帯年収で約 250 万円未満を対象に、記載の金額を支給しております。「最大合計」とは、各世帯、年収区分で受けられる支援制度の給付額の最大合計です。例えば、世帯年収が約 350 万円～約 590 万円の場合、

私立高校に在籍しているケースですと、就学支援金基本額の 11 万 8800 円、私立加算の 5 万 9400 円に授業料軽減助成金の 10 万 7100 円を加えた合計 28 万 5300 円となります。

資料 1-1 にお戻りください。武蔵野市奨学金の現状について、ご説明いたします。

本市の独自の奨学金は、高等学校等に在籍する生徒で、学業を継続する意欲がありながら、経済的理由により修学することが困難な者に対して修学上必要な資金（奨学金）を支給することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与する目的で、昭和 46 年度より実施しています。奨学生は、経済的理由の程度と学業意欲等を考慮し、奨学金審議会で審査し決定しており、平成 28 年度は 60 名の生徒に支給しておりますが、下記の点において、見直しが必要な時期を迎えていると考えております。

1 点目。国・都の支援が拡充され、武蔵野市奨学金の対象者が重なっており、検討が必要である。

2 点目。武蔵野市奨学金の所得基準が、4 人家族で年収 727 万円と緩やかであり、給付型奨学金の所得基準として妥当なのか、見直しが必要であると考えております。

3 点目は、奨学金の最初の支給時期が入学後の 4 月となっており、高校入学前の入学金や学用品の購入など多額の費用がかかる時期に奨学金を活用することができないとなっております。

3 の国・都の各種支援制度につきましては、先ほど資料 1-2 で説明いたしましたので、省略させていただきます。

武蔵野市奨学金の現状と国・都の各種支援制度について説明をいたしました、それらを踏まえて新たな市の支援の必要性について、3 点説明いたします。

1 点目は、高校入学前には、入学金や学用品の購入など多額の費用がかかるため、進路決定後、入学前に低所得者を対象に支援を行う新たな制度が必要ではないか。

2 点目。授業料以外の教育費に充てる奨学給付金の対象者が、生活保護世帯・非課税世帯となっており、それ以外の低所得者を対象に行う新たな支援制度が必要ではないか。これにつきましては、資料 1-2 を再度ごらんください。「授業料以外の教育費」「奨学給付金（都）」の欄をごらんください。先ほども説明しましたが、この制度は非課税世帯・生活保護世帯を対象にしており、世帯年収が約 250 万円未満となっております。250 万円以上の世帯年収の場合、授業料以外の教育費の支援制度が国及び都にはない状況でございます。

資料 1-1 にお戻りください。

3 点目は、今説明した上記の 2 つの新たな制度を実施する場合、低所得世帯を対象とする所得基準を採用し、かつ申請手続を簡略化できるよう検討が必要ではないかと考えております。

国・都の支援制度の拡充に伴う奨学金の見直しについての説明は以上となります。

○邑上議長 説明が終わりました。この後、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、今後の奨学金の見直しのプロセスを簡単に説明していただけますか。

○稲葉教育支援課長 現在、支給をしている方については、卒業するまでの支給は同じという形で考えております。また、奨学金審議会のほうで、きょう総合教育会議などでいただいた意見をもとに、再度審議をしていただきまして、11 月、12 月で奨学金の内容について、さらに詰めさせていただきたいと思っておりますが、12 月ごろに何らかの形で、奨学金支給条例の廃止などを提案していきたいと考えております。

○邑上議長 別途専門の奨学金審議会があつて、そこで詳細な審議をされるということですね。きょうは、それに向けて何か意見があればということですのでよろしいですか。

○稲葉教育支援課長 あくまでも奨学金審議会は奨学金の制度を議論する場ではありませんけれども、今まで審議をしていただいた経緯がありますので、その場でも審議をしていただきたいと考えております。

す。

○邑上議長 それを踏まえまして、ご質問、ご意見等があれば、順次お願いいたします。

○渡邊委員 私は奨学金審議会に入っている1人です。武蔵野市からいただくというその気持ちは大切にしてほしいというのが基本的にはあると思います。都をはじめとして種々支給されている可能性もありますが、子どもにとって、武蔵野市からいただいて学校に行けるとか支援していただけるという気持ちは非常に大切だと思うので、枠はなるべく広めたいという気持ちはあります。

その中で、例えば奨学金は、入学する前に申請をして、審査をして、渡すと決まった後に、都などからもっと金額の多い奨学金をもらえる可能性がなくなってしまうわけです。重複はたしかだめなんです。どちらかになるので、そのときに「だったら武蔵野市からもらわないで、都からのほうがよかったね」と思われなような、うまいPRの仕方ですね。これは奨学金の制度とはちょっと違うんですけど、よく理解した上で申請していただくことはとても大切であると思うのです。

新たな市の支援の必要性ということで、(1)の入学準備金については、重複がないようにするほうがいいので、そこをきっちりやって、より多くの方々に支援していくという方向が、私は基本的にはいいと思います。さらに、貧困世帯もちろんそうなんですけれども、先ほどの空白領域、授業料以外の教育費で250万円以下の方々への充実を図る。この必要性についての(1)、(2)はもっともだなと感じました。この方向でいいのではないかと思います。

幅広く渡してあげたい。都立高校の場合は授業料の金額11万8800円が全て支給される形になるんですけれども、私学の場合は、授業料がすごく高いんです。学校によっては10倍くらいの金額なんです。私学の方々にもきちんと支援していけるといいと思います。金額は格段に違いますのでね。そういう気持ちでいます。

○五十嵐副市長 教育委員会とちょっと別の角度からになってしまうかもしれませんが、この間、社会的には子どもの貧困ということもいろいろ言われている中で、やはり経済的な理由から、高校進学も難しくなるとか、学べないということがないように何とかしていこうという基本姿勢は、教育委員会の皆様も多分同じだと思います。現状では、きょうのペーパーで見ますと、2の(2)のところで、4人家族で年収727万円までは対象にして奨学金を支給しているということですが、これが出しすぎとかまでは言いませんけれども、対象は意外と幅広いんだな、そんな印象を受けました。さっき渡邊先生もおっしゃったように、幅広くやっていきたいというのがありますが、むしろ、それは特に一般に低所得と言われる世帯に少しでも進学しやすいようにというのが必要じゃないかと思っていますので、資料1-2で言っている授業料以外の教育費のところ、現状だと年収250万円未満しかないということで、この対象をもうちょっと拡大して、例えば就学援助費とかを受けているような世帯とか、これから議論が必要だと思いますけれども、そんな形で、低所得の方が、より高校に進学しやすくなるような制度にしていこう方向で考えていただけるとありがたい、そのように感じております。

○邑上議長 私の意見を言わせていただくと、今まで武蔵野市は歴史的にこのような奨学金を支給してきた、これは大変いいことだと思います。ただ、一方で、国や都がこの間、新たな制度をかなりやられてきたので、そこと競合する、どちらかを選べではなくて、国や都でなし得ないような、いろんなすき間を我々はちゃんと見ていく必要があるんじゃないかなと思っています、渡邊先生がご指摘いただいたような、国や都でやっていない部分を武蔵野では少し注目してもいいんじゃないかなと思っています。

それから、どうしても役所でございますので、こういうものに「見直し」という表現を使っていますが、「見直し」は必ずしもカットするという意味ではなくて、よりよいものにアレンジをしていくということで担当は使っていると思います。「見直し」イコール「カット」ではないぞということ、

この場をかりてお伝えしたいと思っています。

○山本委員 資料1-2で今、副市長からのお話があった授業料以外の教育費ということの中身を、もう少しわしく教えていただきたいのですけれども。「こういうのもあるんじゃない？」ということも、ないとも言えないし、ここはちょっとちゃんと知っておきたいと思っています。よろしくお願いします。

○邑上議長 参考までに、こんなもんだよというのを簡単にご説明いただけますか。

○稲葉教育支援課長 奨学給付金というのは、先ほどもご説明しました授業料以外の修学旅行とか教科書を買う、高校生になりますと教科書は無償ではありませんので、そういったものの負担を軽減する制度です。これは当然、返還が不要の給付型になっております。

非課税世帯の場合ですけれども、第1子であれば、私立高校に通っている場合には年間6万7200円で、第2子以降であれば13万8000円です。13万8000円ですと、武蔵野市の奨学給付金の年間金額を上回る形になっておりまして、現在では武蔵野市の奨学金を受けている方は、こちらの制度は使えないことになっております。

また、教育委員会定例会でも議論させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎教育長 市長から、低所得の方たちの子どもたちの高等学校以上の修学への援助について、積極的に言っていて大変うれしく思っています。ぜひそういったご理解の上で進めていただければと思いますけれども、やはり国の制度、都の制度と来て、一番身近で、先ほど渡邊委員がおっしゃったのもそれに通じるかもしれませんけれども、個別の事情みたいなものをちゃんとつかんで、その方たちに必要な給付なり必要な援助をというのは、やっぱり市の仕事だと思うんです。

昨年の例でも、確かに所得でいったら本当は必要ないんじゃないかと思われる額だったのですが、実はその方のお父さんが大変な病気になってしまっていて、仕事を続けられなくなってといった、所得の証明書類には出てこない事情があって、大きな不安に襲われている状態もありました。こういったものをちゃんと酌み取ったり、そこを学校の先生からもうちょっと詳しく聞いてもらおうということができるのは、やっぱり市だと思うんです。

こういう修学への不安といったものは、時には突然やってくるんです。ある日突然起こって、将来の夢を全部捨てざるを得ないような状態になってしまう。交通事故とかいろんなことがあると思うんです。お父さんとお母さんの関係であるとか。そういったものを中学校であるとか、それを受けとめた学校の先生の力も借りながら、その子の実情を把握した上で適切に支援できる形に近いのは市の制度なので、この市の制度がなるべく運用しやすい形に、今、市長が言っていたような、国や都がしない、すき間みたいに落ちこぼれてしまう部分をちゃんと手当てできるものになるということは大変すばらしいと思いますので、これからもぜひそんな気持ちでさせていきたいと思います。市からもぜひご理解いただいて、応援していただきたいと思っています。

○邑上議長 それでは、このような意見が出ましたので、それらの意見をまた参考にさせていただいて、審議会にも伝えていただきたいと思っています。

(2) 吉祥寺図書館リニューアルについて

○邑上議長 次に、(2)に移ります。「吉祥寺図書館リニューアルについて」であります。事務局、説明願います。

○養田図書館長 まず、第8回の定例教育委員会におきまして、吉祥寺図書館リニューアルについてということでご報告をいたしまして、同月の市議会文教委員会でも同じ内容の行政報告を行いました。ここでのご議論を踏まえ、また、委託先の建築設計事務所の支援を受けまして、内部で検討を重ね、さらに具体的な内容にしたものが今回の吉祥寺図書館リニューアル計画素案でございます。こちらについては、今後さまざまな機会にいただいたご意見を踏まえながら、教育長の権限で内容を確定させていきます。なお、さらなる市民意見聴取のため、現在、約2週間の期間で、この資料についてのパブリックコメントを実施しております、ここでいただいた意見も踏まえまして、内容を決定してまいりたいと考えております。

まず表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんください。

1ページは、武蔵野市の図書館の概略でございます。3館構想による3館それぞれの蔵書数、貸出数といった基本データ、特徴を述べております。ここには図書館の主要指標に来館者数が入っておりますが、皆様ご存じのように、武蔵野プレイスにつきましては昨年175万人の来館者、また、中央図書館と吉祥寺図書館を合わせますと、100万人近い来館者があります。実際のところ、このように多くの利用者の訪れる公共施設はほかにないのではないかと考えておる次第でございます。

2ページ目は、現在の吉祥寺図書館の現況になっております。基本課題として、左側の下に書いております。①「吉祥寺図書館の魅力をいかに高めていくか」、②「吉祥寺という街の特性、繁華街の真中にあるという立地をいかに活かしていくか」、③「コンパクトな施設規模をいかに活かしていくか」、④「市の全体最適を目指す中で、図書館としていかに課題解決に取り組むか」、こういった基本的な課題を持ちまして、右側の部分に、現在の各フロアの現状、課題を述べております。上から2階、1階、地下となっております、2階では集会室の防音対策がしっかりなされている反面、内部の様子がわかりにくいということ。また、トイレが非常に老朽化しているということ。1階につきましては、西南といいますか、大きな窓がありまして、そこに面したスペースが、非常に明るく開放的なんです、新たな利用者が立ち入りにくい雰囲気になっているといったこと。また、ICT化が進んでいないため、カウンターで全ての業務をしなければならないこと。そして、地下については吉祥寺図書館らしい落ち着いた雰囲気があるということも述べております。

3ページをごらんください。リニューアル計画について述べております。

(1)「策定の経緯」でございますが、築30年を経て、施設の老朽化への対応と長寿命化のための保全工事の必要性の中で、図書館基本計画に基づき平成27年度に吉祥寺図書館の「在り方」が示され、(2)「リニューアルの概要」として、予約取り置きコーナーの設置、自動貸出機の増設等のICT化の推進によるサービス機能の向上と、「策定の経緯」にもあります「本をきっかけとした新たなつながりづくり」に必要なマンパワーを生み出す。また、アンケートで要望の高かった蔵書・閲覧席の充実、土日祝日の開館時間を平日並みにしていく。また、やはり要望が高かった学習スペースの設置、さらにはWi-Fi環境も整備して、利便性を向上させていきます。

(3)「基本理念」は、「在り方」で述べたものでございますので、省略いたします。

(4)「リニューアルの視点」ですが、①建物のオリジナリティの尊重としまして、設計者鬼頭梓氏の、手をかけさえすれば高耐久・長寿命化に主眼が置かれた公共建築物として最適な、現在のデザインを尊重して施設機能の更新を図ってまいります。②ヘビーユーザーには、より居心地のよい機能の提供とともに、③新たな図書館利用層の開拓として、小さな子どもと保護者、中高生等のヤングアダルト、吉祥寺に来る多くの来街者の来館を促す施設や仕掛けを行ってまいります。④のライブラリー・オートメーションのさらなる導入で、利用者の時間の節約、個人情報の保護に貢献してまいります。さらに、

⑤利用者ニーズを踏まえた適切な施設運営として、土日祝日の開館時間の延長、最適な運営形態、本をきっかけとした新たな地域のつながりづくりに貢献するよう施策を検討してまいります。

4ページをごらんください。

左側が(5)「各フロアの整備方針」です。2階は絵本・児童書とヤングアダルトのフロアとして、絵本コーナーの更新、子どもトイレの改修、おむつがえスペース、授乳室の設置を行います。ヤングアダルトコーナーの設置、学習室の設置により、中高生がもっともっと来館するようになりたいと考えております。1階は地元情報、新聞、雑誌、話題の本のフロアとなっておりますが、ICTの充実による図書館の基本機能の向上と、吉祥寺の地元密着情報を提供する展示スペース、新聞・雑誌コーナーの利便性も、よりアップします。そして、地下1階の一般図書のフロアは、書架のかさ上げ、新設等による蔵書機能の増強と閲覧席の増加を図ってまいります。

(6)のリニューアル後の運営形態としましては、開館時間の延長を行い、管理運営形態として、①市・教育委員会との理念の共有、②プレイスの運営ノウハウの活用による市民・来館者の適切なニーズ把握及びサービスの提供、③プレイスとの一体化による事業の安定的な実施、事業水準の維持及び向上への期待、④研修充実による人材育成、財団職員への登用制度による職員の定着確保の観点から、武蔵野生涯学習振興事業団による指定管理が望ましいと考えております。

(7)「開館までのスケジュール」は記載のとおりでございますが、現在、実施設計を補正予算でお認めいただきましたので、こちらの契約行為に入っております。そして、現在リニューアルに関する市民意見の聴取ということで、パブリックコメントを10月10日までとっております。平成29年9月から翌30年3月まで、リニューアル工事のために閉館し、30年4月、リニューアルオープンを目指します。

次に、5ページをごらんください。リニューアル後の各階の平面図となります。左側が現在の状況です。この現在の状況に、基本理念、基本コンセプトを掛けると、右側のリニューアル後の図面になるという平面図です。これはまだ確定ではございませんが、さまざまご意見をいただきまして、確定させていきたいと考えております。

最後の6ページをごらんください。昨年7月の吉祥寺図書館の「在り方」が今回のリニューアル計画にどう生かされているのか、発展しているのかを示した図となります。

(1)「利用者層別のアプローチ」では、①ビジネスパーソンに対しては、2700冊収容の予約取り置きコーナー、開館時間の延長。②子どもと保護者には、靴を脱いで上がれる絵本コーナー、子ども用トイレの改修、授乳室等の設置。③高齢者には、イベントスペース、ボランティアスペースの提供。④青少年には、学習スペースの提供。⑤来街者には、吉祥寺に特化した、ハイパーローカル情報と呼んでおります情報の提供。⑥ビジネス支援では、パンフレット架等の新增設によって、レフェラルサービスと言われます情報の提供を行ってまいります。

(2)の施設改修、(3)「望ましい管理・運営形態」につきましては、今まで述べてきたとおりです。

(4)「中央図書館を中核とする市立図書館の在りかた」については、3館構想の維持発展と、各館の特徴ある活動がそれぞれに連携を超えて関係し合い、双方向で有機的なサービスの展開を行っていきたいと考えております。中央図書館が市教育委員会の図書館行政の中核を担うのはもちろんのこと、各館が密接に連携し合い、それぞれの地域特性、特徴を生かしながら、通常の図書館サービス以外にも児童サービス、障害者サービス、図書館を拠点とした生涯学習活動等を行ってまいりたいと考えております。

資料についての説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○邑上議長 それでは、説明に対しまして、何かご意見、ご提案、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

○渡邊委員 方向性は今までいろいろ検討してきている結果なんでしょうけど、視点の1つとして、働いている方々への対策、例えば、司書の方々とか従業員の方々が、このやり方によってどんなふうに変わって、どんなふうに効率化されるのか。その分、お客様に対して、より時間を割けるようになるわけですね。事務的に仕事が減るとか、その辺の考慮とか動線とか、そのあたりで何か検討されていることはあるのですか。

○養田図書館長 こちらの中でも述べておりますように、特に自動貸出機の増設です。こちらは現在、1台しかないのですが、これが5台になります。実は今、1台の自動貸出機で3分の1ぐらいの貸出をこなしているという話もあります。あと、予約本は現在、カウンターの後ろに全部並べてありまして、それをお客様に渡しているのですが、予約取り置きコーナーということになると、お客様本人が予約本を自分でとって、貸出機で自動で貸出ができますし、現在ない自動返却機も導入いたしますので、予約、貸出、返却といった図書館の基本的な機能についての部分がほとんど自動化されると考えております。このことによって、レファレンス、調べ物や読書相談を受けたりといった接客とか、新たに考えております本をきっかけにした新しいまちづくりといひますか人と人とのつながりづくりというものに、浮いた人的パワーを転用していきたいと思ひております。

○渡邊委員 導入によって時間的にどのぐらいの量を割けるかとか、その辺の試算をするといいと思ひんです。それ以外にも、いろいろな面で効率化が図れるところがあると思ひます。細かくはレイアウトとか机の高さだとか椅子の高さだとかを工夫していただきたい。

それから、作業をする上で障害者の方も働けることとか、そういうことも工夫されていくといいのかなと思ひました。ここは、お客様がどう利用できるようになるかというのが中心で書かれておりますが、間接的には作業する方々の効率化等々によって、レファレンス機能等々が向上して、サービスが向上していくんだ、そういう話も入ってくると、全体的によりいいのかなと思ひました。

○養田図書館長 実はこちらには触れていないのですが、事務スペースにつきましても、今、作業スペースが全くなかったもので、作業スペースを別に設けるとか、OAフロアになっておりませんので、現在の吉祥寺図書館は車椅子の方は働けないです。それは今回のリニューアルの中で改めていきたいと考えております。

○栃折委員 「ハイパーローカル情報の提供」ということで、いろいろな情報を図書館から発信しようというのが大きな特徴の1つとして挙げられているのですが、発信する情報をどんなアンテナで、どのように収集しようとしていらっしゃるのか。おおよそのところでいいのですが、お話しいただければと思ひます。

○養田図書館長 例えば、吉祥寺本町コミセンや東町コミセンの機関誌が置いていなかったり、その辺はなぜか今のところわからないのですけれど、そういった地元の、この場所であれば東町コミセン、本町コミセンといったコミセン関係、あるいは商工会議所、商店街関係の方たちとの意見交換といった場に、新たな吉祥寺図書館のマネジャーたる人が出ていただく中でどんどん関係を深めて、お互いに何ができるのか、何が補ひ合えるのかということを深めていってもらいたいと考えております。

○山口委員 現在使われている公共機関が一時閉館する。これを見ますと、29年9月から30年3月までの閉館になるわけですが、この期間中の地元の利用者へのサービスのあり方は、どのような構想で進めていくのか。アンケートなどにもありますように、30代、40代の子育て世代の方の利用も結構多かったですね。それから、高齢者とか、いわゆるほかへ気軽に行くことのできない、そういう弱者に対し

て、あるいは支援が必要な人に、この期間、地元の図書館としてどのようなサービスの提供のあり方を考えていらっしゃるのか。その構想を伺いたいと思います。

○養田図書館長 武蔵野市の場合、非常に小さな市であります。交通網も発展しておりますし、吉祥寺から中央図書館に行くにしても、バス1本で行けます。また、武蔵野プレイスについては、JRに乗れば2駅で行けるということで、他の地方等と同じような事業をやる場合の手厚いフォローは実際には必要ではないのかなと考えております。ただ、本を返却するブックポストの設置はしていきたいと考えておりますし、貸出をしたものを受け取る場所がどこかに設けられればいいのではないかとということで、あちこち当たっているのですが、なかなかいい場所が見当たらないところではあります。ただ、インターネットやスマホで貸出をかけて受け取る層というのは、ある意味、若い層なので、中央図書館や武蔵野プレイスに行くのにそれほど苦にはならないのではないかなと考えております。障害者サービスとして、本の宅配のサービスは今もございますので、その範囲内で対応していきたいと思っております。今、各方面で何か借りられる場所がないか当たっておる最中でございます。

○竹内教育部長 基本的には工事期間も含めてなるべく支障が出ないように、工事期間の圧縮なんかも検討しています。

どうしても本の並び順を維持しなきゃいけないので、吉祥寺図書館の蔵書自体はほかで保存してフィックスしないといけなくて、吉祥寺図書館の本の貸出はその間、とめざるを得ないのです。ただ、今もそうですけれども、中央図書館とかプレイスからの本の流通はしていますので、そのご予約あるいは受け取りで市のほかの関係施設をどう活用してできるかは、ちょっと調整している最中です。そこはうまくいかせるところがなかなか難しいのですが、その辺の場をいろいろ設定しながら、なるべく支障が大きくならないようにしたいと思っています。

○邑上議長 3館構想は、3館が必要だということにやっているもので、要らないという話は多分ないと思うんです。なので、大変不自由をかけるけれども、その間、なるべくそうならない形での方法、今、部長がおっしゃっていただいた形で、場所がどこかにあれば、予約をして、そこまで配達されて、そこまで取りに行けば借りられるとか、そういう可能性があるとすれば、ぜひご検討いただいていた方がいいかなと思います。そうしないと、じゃあ吉祥寺図書館はなくてもいいじゃないかとなっちゃいます。半年間は結構長いので、その間、どこかであればということが前提ですけれども、ご検討いただければと思います。

○山本委員 今の市長のお話にもつながるんですけども、あと何日で開館ですということが駅に表示してあったり、どのくらいまで工事が進んでいるということまでは言えないかもしれないけれども、とにかくご不便はおかけするんですけども楽しみにお待ちくださいみたいな、待っていただくアナウンスは必要だと感じています。

私は十何年か前に図書館の運営委員をしていました。そのときに、安全面のことを一生懸命訴えていたんです。このたびも申しますね。リニューアル後の安全対策、つまり、10年前とはまたちょっと様子の違っている時代が来ていて、安全の中身も、危険の中身も変わってきていると思うんです。それは、吉祥寺図書館のことだけではない。そして図書館のことだけではないけれども、図書館はそう簡単には学校には行けなくなった大人が行けるとても大切な場所なので、安心できる安全な場所であることが本当に大事だと思うんです。ウルトラ警備隊みたいな様子の人が回ることにしたんだったと思います。

○養田図書館長 館内は、警備会社の警備員が巡回しております。夜間などには、警備とは言いがたいのですが、シルバー人材センターの方が、巡回という形で、遅い時間にいる子に「ちょっと遅いんじゃないの？ 帰ったほうがいいんじゃないの？」みたいな声かけをすとかいったことをしております。

吉祥寺図書館に関しましては、設計が古いので、数年前に防犯カメラについては3倍ぐらい、大幅に防犯カメラをふやしました。カメラについては、プライバシーのかかわりとかいろいろありますが、実際はすごくふやしております、死角が全然ないような形にします。また、リニューアルに当たって、死角のない、今よりも明るい印象がある施設にしてみたいと考えております。

○山本委員 靴を脱いでくつろぐ、絵本を読むコーナーもできたりするじゃないですか。くつろぎ感というものは、安全の上に成り立つものだと思うので、図書館側としてちゃんと配慮しているんだというムード、そういうことも大切ですね。これは感想です。

○宮崎教育長 比較のご心配なところが中心だったので、もうちょっと別の観点からなのですが、吉祥寺図書館というのは、与えられている条件がいろいろあります。非常に狭いところもあります。そういう条件が、どちらかという弱みにばかり出ている。いつもここに来ていただくような人がいるんだけど、その方たちも逆に何となく入りにくい雰囲気をつくってしまっている一因になっていらっしゃるのか、そんなことだって、ひよっとしたらあるかもしれないんです。そうした吉祥寺図書館が持っている弱みを何とか強みに転換していくことが大事で、小さなオアシスというのは、小さいからだめということではなくて、小さいから、もっと密度の高いコミュニケーションが成立するんじゃないか。

今の安全でも、警備員さんが倍にふえてくれたらというのではなくて、例えば6ページの左側の③高齢者のところに書いてあるように、高齢者の方は比較的好く来ていただいたりするのですが、その「リニューアル計画」の2つ目、「単なる利用者の枠を超えて支え合うなど、施設運営等を自然に担っていただけるような」、その一助になる形になっていく。みんなが孤立した感じの利用者ではなくて、そういう方たちが、何かあったときに声をかけたり、「これだとあそこに行って聞くといいよ」とか「どうしたの」という声かけられるように。これまでも基本的には小さいとかそういったところがあると思うんですけども、そういうものを逆に強みに変えることができるのではないかと。

鬼頭先生が大変すばらしいデザインをしてくださって、それを地下1階で残すわけですけども、そうしたデザインのもとに、今度はその中の空気とかお客様同士がつくり出す1つのコミュニケーションの世界をどうつくり出せるかというのは大きな特色ではないか。そうすると、中央図書館ともプレイスとも違うよさがそこにあらわれてくるのではないかと思うんです。「小さなオアシス吉祥寺図書館」とは本当によく言った言葉で、そういう弱みを絶対強みに変えるぞということが、願いとしてはこもっているのではないかと思うんです。ですから、これからの吉祥寺図書館は、そうした観点から、小さくても居心地がいい、皆さんがそこで吉祥寺のまちに生きていること、吉祥寺のまちを利用していることがとても楽しくなる、そんな図書館になるようにぜひつくってもいくし、運営もしていけたらいいかなと思っております。

○邑上議長 皆さんのおっしゃるとおり、図書館というのは無料で使える施設である。つまり、誰もが利用できる施設という前提だと思うので、安全第一であることは確かなのですが、過剰に排除するような形での格好ではなくて、誰もが使えて居心地のよい、そんな施設づくりを目指さないといけないと思っておりますので、そのような視点もぜひ考えていただきたいと思っております。

(3) 武蔵野市文化振興本方針（仮称）の策定について

○邑上議長 それでは、次に行きます。(3)「武蔵野市文化振興基本方針（仮称）の策定について」であります。事務局、お願いします。

○佐々木市民活動推進課長 それでは、武蔵野市文化振興基本方針（仮称）の策定につきまして、ご説明させていただきます。資料3をごらんいただきたいと存じます。本件につきましては、8月の教育委員会でご報告させていただいたものでございますが、本日は、その後の進展等も含めまして、ご説明させていただきます。

文化振興基本方針につきましては、武蔵野市のまちづくりにおきまして特徴的な役割を果たしてきました市民文化及び都市文化を検証するとともに、これからの文化施設のあり方の整理、多様な文化活動に対し行政が果たすべき役割の明確化など、武蔵野市の文化振興に関します基本方針を今後策定していくものでございます。

1でございますが、こちらの策定に関しましては、第五期長期計画・調整計画の基本施策3「市民文化の醸成」の中で、「文化振興に関する方針の策定」ということで示されておるところでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、計画の中では、実施期間といたしまして、28～30年度という形で示されておるところでございます。

2は策定に向けました展開でございます。28年度は、事務局体制といたしまして、企画調整課、市民活動推進課、教育部生涯学習スポーツ課の3課の共管として現在事業を進めさせていただいているところでございます。

事業実施に当たりましては、ワーキングチームを設置いたしました。ワーキングチームは、7月に庁内公募を行いまして、7名の職員に応募いただきました。これに加えて、事務局でございます3課と、これまで市の文化施策につきまして運営を進めてまいりました文化事業団の職員によりまして14名の体制で現在整備がされたところでございます。8月の中旬に第1回の会議を開きまして、今この時間帯も委員会を開いておるところでございますが、本日まで3回の委員会を開かせていただいております。

また、外部知見者によりましてアドバイザーが就任いたしまして、ご提案等をいただいております。具体的に申し上げますと、9月より東京大学の小林真理教授にアドバイザーという形で入っていただきました。また、今年度事業でございますが、基礎調査の実施を予定しております。現在、ワーキングチームで基礎調査の内容などにつきまして検討を進めさせていただいております。また、先ほど申しましたアドバイザーからいただきましたアドバイスなどを経まして、目途でございますが11月の下旬ぐらいに調査を予定させていただいております。また、庁内での醸成形成でございますが、今後、策定に向けまして、庁内で文化に関します意欲醸成を形成してまいりたいと考えております。職員向けの文化に関します研修会なども今回検討しているところでございます。

次年度の29年度以降の予定でございますが、具体的な基本方針の検討・策定に入っております。手法といたしましては、策定委員会などを設置する形で検討を進めさせていただくことを現在想定しております。

また、この内容につきましては、今年度は庁内での醸成形成でございますが、次年度以降につきましては、市民、地域、団体との情報共有、また、機運を醸成していくということで、文化振興に関しますシンポジウムなども関連事業として進めてまいりたいと考えておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○邑上議長 説明が終わりました。ご質問、ご意見をいただきたいのですが、私から若干補足をさせていただきます。

武蔵野市内のいろんな文化施設があるのですが、果たしてどんな文化を武蔵野市で創造していくのか、実はそういう議論が今まで欠けていたということもありまして、この春に策定した第五期長期計画・調整計画の中では、文化の基本的な考え方をみんなで議論していこう、そんなことで文化基本方針を策定

するという位置づけをしたところでございます。それを受けて、まずは庁内で整理をしていこうということで、庁内の検討グループをスタートし、アドバイザーも専門家の方をお招きして、まずは武蔵野市の状況を整理していこうということでございます。そういう状況を整理した後に、今度は策定委員会を開催して、具体的な方針づくりをしていこうということでございます。その間、当会にも今後、経過報告があらうかと思っておりますけれども、武蔵野における今後の文化のあり方を、いろんな人のご意見を聞いてまとめていきたい、そんな考え方でやっているところでございます。

ご質問がございましたら、あるいはこんな視点を重視すべきだとか何かございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。

○渡邊委員 いろんな文化の方面から検討されるということなのですが、例えばオリ・パラとの関連もあると思うんです。オリ・パラがスポーツの祭典は確かなんだけど、その一部としては、芸術・文化の祭典でもあるという位置づけがあります。最近ではスポーツ中心になっていますけれども、その辺のことも意識して、4年後、さらに8年後、オリンピック・パラリンピックの期間にどういう文化が育っていくのか、海外との文化の交流をどうやっていったらいいのか、検討項目が多々出てきてしまうかもしれませんが、その辺も連携していくほうがいいのかなと感じました。

この説明の中で、オリ・パラの話は全く出ていないわけですが、意識はされていると思うのです。特に、生涯学習スポーツ課が関係していますので、オリ・パラのほうも関係していると思うのですが、その辺、もし何かあったら、ぜひ検討していただけるといいと思っております。

○佐々木市民活動推進課長 オリ・パラに関しましては、全体の市としての実行計画という形で定めさせていただいておりますが、その計画の中には当然こちらの策定につきましても位置づけさせていただいているものでございます。委員おっしゃいましたとおり、策定のほうはオリ・パラ等も見据えた形で考えておるところでございます。

○邑上議長 文化に関しては、文化振興基本方針を立てなければやらないということではなくて、現状でも毎年いろんな活動をしていますので、それは継続をしていくという大前提であります。ましてや来年は武蔵野市制 70 周年ということもございまして、また、オリ・パラ関連でいうと、ルーマニアのホストタウンに認定されましたので、そういう視点からもいろんな文化の活動を広げていきたいと思っております。同時進行で、いろんな活動もしながら、かつ、その根拠となる振興基本方針を定めていこうということで、ご理解いただきたいと思っております。

(4) あそべえ・学童クラブについて

○邑上議長 それでは、次の項目に移ります。(4)「あそべえ・学童クラブについて」であります。それでは、事務局、説明願います。

○原島児童青少年課長 私のほうからは、お手元の資料4-1から4-3によりまして、ご説明いたします。

それでは、資料4-1をお願いいたします。「地域子ども館あそべえ及び学童クラブ事業の武蔵野市子ども協会への委託化に向けた体制整備案について」でございます。

「これまでの検討状況と取り組み」でございますが、市では、平成 22 年に策定された第三次子どもプランに基づきまして、武蔵野市における小学生の放課後施策の今後のあり方を検討するために設置した学識経験者、地域活動団体、サービス利用者、教育関係者等から成る小学生の放課後施策推進協議会

において議論し、まとめられた報告書をもとに両事業の一層の連携と今後の方向性についての検討を進めてきたところでございます。この間、両事業の連携を強化していくに当たりまして、あそべえ職員と学童クラブ職員との定期的な打ち合わせや、あそべえ館長、学童クラブの代表である学童クラブ主任指導員によります合同会議を開催しながら、連携強化を図ってきたところでございます。また、今年度からは、委託を見据えましたあそべえと学童クラブを統括する施設長を配置したモデル事業を、市内の3校、本宿小学校、大野田小学校、桜野小学校におきまして実施をいたしまして、職員体制の強化に向けた効果検証を進めているところでございます。

2点目として、この間、約半年にわたって、この3校において施設長を配置したモデル事業から見える効果ということで、何点かまとめさせていただいております。

これまでそれぞれ単独の事業という形で進めてきた学童クラブと地域子ども館あそべえですけれども、施設長を配置したことによりまして、1点目にありますが、施設長を中心として日々互いのスケジュールを確認し合うことで、イベント時も含めて職員・子どもの流れを共有できることとなったという1つの大きな高まりが見えております。

また、トップに施設長の配置とともに、両事業に共通してかかわる臨時職員、アルバイト等の配置も今年度から行っております。そういった底辺の、子どものかかわりに入るアルバイト等の職員が、学童とあそべえ、両事業にまたがって配置されますので、それぞれに参加する児童に対しても、しっかりかかわりをとる体制ができつつあるところでございます。

この間、学童クラブについては、学童クラブの障害児童の育成相談員といった方に相談しながら育成に当たっておりましたけれども、今回新たに配置された施設長が育成相談員との児童対応会議に出席することによりまして、あそべえにおいての要配慮児対応といったものなどにも生かされているといった部分で、職員体制の強化が一定程度図られているところがうかがえます。そのあたりも幾つか記載させていただいておりますけれども、このようなモデル事業の実施を踏まえながら、平成29年度から子ども協会にこの2つの事業の委託を進めていきたいと思っております。

2ページ目の3「子ども協会の運営による放課後施策事業の新体制案」でございます。地域子ども館あそべえと学童クラブ事業を今後委託運営していくに当たって、この2つの事業全体の名称を地域子ども館という形で考えていきたいと思っております。

その下にあります体系図のように、各小学校にありますあそべえ、こどもクラブを連携強化する中で、地域子ども館という位置づけをいたしまして、その地域子ども館の中にあそべえ、こどもクラブがそれぞれ存在する形になっております。

また、来年度からは、学童クラブについての開所時間の見直しも考えております。今年度から午後6時までだった開所時間を午後7時まで延長しております。学校休業日の学童クラブの開所時間は、現在8時半という対応をとっておりますが、29年度からは朝8時と、早朝部分の開所時間の延長も考えております。来年度からは、学童クラブの学校休業日においては朝8時から19時までといった対応をとっていきたいと考えているところでございます。

3点目は、子ども協会委託後の職員体制を記載させていただいております。

まず、両事業のトップということで、今後は地域子ども館の館長を配置してまいります。

あそべえ事業につきましては、これまでいたあそべえ館長は、今後配置されます地域子ども館の館長が兼務する形を考えております。子どもたちの対応を中心とした形のあそべえのチーフは、嘱託職員になりますけれども、各館1名配置する。教室ですとか校庭の各開放事業にアルバイトを配置するという部分については従前のおりでございます。

学童クラブにつきましては、支援の単位は、こどもクラブについては1校1クラブの体制をとっておりますけれども、人数が多い大規模クラブについては間仕切りで2つの区画に分けたり、教室を2つに分けて運営しているところがございます。分けて運営する部分については、「支援の単位」という形で呼んでおりますけれども、1つの単位ごとに正規職員を1名と、児童数に応じた嘱託職員を配置して、1クラブについては正規職員の原則2名体制をとっていききたいというものでございます。

あわせて、学童クラブについては週6日開所していることもございまして、職員は2日の休務ということから、1日、正規職員が不在となる部分が出てくることに鑑みまして、フリーの立場の正規職員を6名配置していきたくております。この間もフリーの学童指導員はいたのですが、今後は12校全体のフリーではなくて、2校に固定をする形のフリー正規職員6名。この6名については、1人当たり2校を受け持った形で、ある程度固定したフリーの正規職員を配置していきたくて考えております。

その他、必要に応じてアルバイトを配置するというものでございます。これは従前のおりでございます。

下の表は、この間、市内の12校でも2つの単位で運用している学童クラブがふえておりますので、2つの単位の学童と、あそべえの職員配置をしようという形で参考に記載させていただいております。

3ページをお願いいたします。

(4)に記載いたしました「新体制により期待できる効果」ということで、5点ほどまとめさせていただいております。今回、新たに館長を配置していくことによりまして期待できる効果として、1点目、館長を中心とした両事業及び学校、地域との連携強化を考えております。2点目として、障害のある子どもや配慮を必要とする子どもへの支援の強化も図られるものと捉えております。3点目として、安心して子どもを任せられる現場対応力。正規職員を配置することによって、さらに現場対応力が高まるものと捉えているところでございます。そして4点目、子どもの健やかな育ちを支える育成の質の向上。正規職員化等々の配置によって、これまでと違った取り組みがしっかりとれることが期待できます。5点目は、委託事業者である子ども協会の運営によることのメリットでございます。市の事業から子ども協会といった民間団体の運営によりまして、これまで得られなかった補助金も活用できます。そういった中で職員体制の強化に充てることもできまして、充実に努めていきたくてというものでございます。

4「今後の予定」ということで記載をしております。10月中旬以降になりますけれども、子ども協会における職員募集を開始いたしまして、学童クラブについては11月から入会受付も始まってまいります。

また、保護者向けといたしまして、11月から12月ぐらいにかけて、この事業の変革についての説明会を行ってまいりたいと思っております。12月においては、学童クラブの開所時間の延長等も考えておりますので、それに伴う条例改正を予定しているところでございます。その後、協会との引き継ぎ等もしっかり行いながら、4月からの全12校における事業の委託化を進めていきたくてというものでございます。

4ページは、子ども協会について、参考までにつけさせていただいております。子ども協会については、平成4年にできた団体で、この間、子育て支援施設を手がけて運営してきている団体でございます。0123施設に始まりまして、現在、保育園も運営しているところで、長きにわたって市内の子育て支援にかかわる団体でありまして、今後につきましては、乳幼児期から、今度は学童期に向けての事業を展開していただく形になってまいります。中ほどから後半のところに書いてありますけれども、子ども協

会の目的としては、「武蔵野市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、市の長期計画や子どもプランの実現に向けて、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする」。こういった団体ですので、この2つの事業についてもしっかりとお願いしていきたいと思っております。

資料4-1については以上でございます。

続けて、資料4-2をご説明したいと思います。「学童クラブの整備について」でございます。

28年度に当たっては、四小、五小といった2つのクラブの整備を進めました。来年度(29年度)の運営に当たりまして、新たにこちらに記載しております千川こどもクラブの整備を年度内に行いまして、29年4月から定員を拡充する形でスタートさせたいと思っております。

整備概要につきましては、現在、学校敷地内にある倉庫棟の2階部分に学童クラブがございますが、その2階部分の学童クラブの横にあります倉庫部分を学童クラブに転用いたしまして、2つのクラブという形で、現クラブ室とともに運用していくものでございます。これによって、定員を50人から65人という形で拡充してまいります。

最後に、資料4-3になります。こちらは市内12こどもクラブを昨年度来、整備を進めておりますけれども、今後の整備の計画案を含めた形の全体像が見える形でまとめさせていただいております。

12こどもクラブ名の隣の「支援の単位」が、クラブの育成として、1教室ですとか間仕切りをとった形で運用している状況を記しておりますが、おおむね今、2つの運営体制のクラブがふえている状況でございます。本年度中、一小こどもクラブは1単位の体制ですけれども、来年度に向けてはこちらも年度内に整備をいたしまして、支援の単位は2つになるところでございます。その他の部分につきましても、「不足発生予想年」に「29年」と入っているこどもクラブは、来年度に対応をとってまいります。幾つかありますけれども、大野田こどもクラブを初めとして、境南こどもクラブですとか本宿こどもクラブ、井之頭こどもクラブ、桜野こどもクラブについては来年度以降、対応をとってまいります。一部、まだ学校と調整をしながら進めているところがございますが、協議が済んで、一定の方向が出たところについては、児童の受け入れに当たって早目の整備で、待機児童が出ないような形でしっかりと運用してまいりたいと捉えているところでございます。

説明は以上でございます。

○邑上議長 説明は終わりました。何かご質問、ご意見があればお願いします。

○山口委員 放課後の子どもに対して、あそべえと学童クラブはそれぞれの特性機能があると思うのですが、そういうのを大事にしながら連携強化していくことはとても大事な事だと思えます。風通しがよく、そしてみんながつなが合うというんでしょうか、それができると思えます。

質問が3つあります。

2ページ目の(3)の「学童クラブ」のAの文章です。「1支援の単位につき正規職員1名と児童数に応じた嘱託職員を配置し、」ここまではわかるのですが、「1クラブにつき正規職員原則2名体制とする」というのは、支援の単位が1つの場合、正規職員を2名配置するという意味なんでしょうか。それを伺いたいと思えます。

2つ目の質問は、2ページでは「正規職員」という言葉を用いているのですが、3ページでは「正職指導員」と書いてあるのです。これは雇用形態あるいは持っている資格、そういう意味で区別しているのかどうか。あるいは区別していないのか。その辺を伺いたいと思えます。

3点目ですが、資料4-2、千川小学校の防災倉庫の備品が移るということは、千川小学校には防災

備蓄はなくなるということなのか、別にどこかに設けているのか。その辺を伺いたいと思います。

○原島児童青少年課長 まず、1点目の正規職員の配置のところでございます。支援の単位が2つですと、正規職員1名・1名ということで2名体制になるのですが、当面は本宿小学校のように、1つのこどもクラブを1つの部屋で運営しているところになりますと、正規職員が1名だけということがございますので、今後については支援の単位が2つに分かれていない、整理が済んでいない形であっても、本宿のようなところについては2名配置をしたいというところになります。

○山口委員 前の文章とどうつながりますか。「1支援の単位につき正規職員1名と児童数に応じた嘱託職員」は、特別に本宿と伺わないと、1名と嘱託1名と考えますよね。それで後のほうになると、「正規職員原則2名」。これはどういう意味かなど。おっしゃりたいことの文章化がよくわからないです。

○原島児童青少年課長 桜野みたいに大規模になりますと、2つ以上の支援の単位の可能性が出てまいりますけれども、基本は40人規模を1つの支援の単位とした形で運営をやりますので、そういった中では40人の規模に正規職員1名を配置していく形になります。基本は1つのこどもクラブには正規職員が2名体制になります。

○邑上議長 1クラブについて最低2名。かつ、1支援の単位につき、正規職員を1名ずつふやしていく。

○五十嵐副市長 国語の表現が不十分かと思います。趣旨はそういうことになります。

○山口委員 誰もがわかるように。

○邑上議長 1名のところはないということですね。

○原島児童青少年課長 そうです。市長のおっしゃったとおりです。1名のところはございません。基本2名以上の体制になるということでございます。

2点目の、「正規職員」と「正職指導員」の言葉の使い分けは特にしておりません。同じ意味で使用しておりますので、そのように読みかえていただければと思います。正規職員も正職指導員も同じ正規です。ここは表記のところで分かれてしまいましたけれども、正職指導員は正規職員と同じ扱いで捉えております。

○山口委員 同じ言葉を使っちゃまずいんですか。

○原島児童青少年課長 問題ないので、これはきちんと統一いたします。

3点目の千川こどもクラブのところでございます。まず、小学校に必要な備蓄品については、1階部分が倉庫で、そこにしっかり千川地区のところのものということで備えがあります。2階に今まで置いてあったものにつきましては、市内全域で使う用途の毛布ですとかそういったものが入っておりますので、それを四中のほうに移転させていただきまして、その部分を学童に転用する形になります。

○邑上議長 この避難所の備品ではないということですね。

○原島児童青少年課長 はい。

○渡邊委員 言葉の統一という観点で伺います。「館長」と、1ページ目に「施設長」という名称が出ているのですが、これは役割が違うものなのかどうかということです。

それから、2ページ目の上に「地域子ども館」の下に「〇〇あそべえ」「〇〇こどもクラブ」という名前がつけられているのですが、下のほうでは「あそべえ」と「学童クラブ」という名前づけになっていて、この違いはやっぱりわかりにくいと感じました。今までは「学童」と呼んでいますけれども、新たに「こどもクラブ」という名前にするかどうか。先ほどの山口先生の質問とも似ていますが、正式などうか、言葉遣いは気をつけていかないと、どれがどれだかすごくわかりにくくなると思います。

す。

2つ目は、意見です。これからあそべえと学童クラブを連携させて、職員の方の配置も工夫しながら運営していくということだと思っております。そのときに、あそべえと学童クラブ、特にアルバイトの方々の働き方が今後どうなっていくのか、非常に気になるのです。今までは完全に分かれていましたから、あそべえのアルバイトの方、学童の方と完全に分けて、中には一緒にやっている方もおられると聞いていますけれども、その方々が急に「きょうはあそべえへ行ってください」とか「学童へ行ってください」となると、子どもに対する対応の仕方は、機能が違いますから、違うわけですね。その辺の研修とかそういうのが今後どうなっていくのか。特に、重要なのはチーフの方で、今は嘱託となっているのですけれども、この方がしっかりしていないと、うまく運営していけないと思うんです。それがちょっと気がかりです。館長さんは正規でいいのですけれども、あそべえのチーフの方の表の上での役割、あそべえは「館長補佐」ということだけ書いてあるんだけど、主体的に仕事をしていかなければならない。補佐といっても、メインでやっていかなければならないので、その方にしっかりした方を充てないと、破綻してしまうような心配がちょっとあるのです。その辺を今後どうしていくのか。特に、委託してしまうと、そこに任せてしまうわけで、今までのモデルの運用でやっていたときの様子を伺いたいと思います。

3つ目が、学童クラブの入所児童数、増加の運用対策ということで、人数が出ているんですけど、あそべえのほうも非常に人数がふえて大変なのです。その人数が何で出ていないのか。その辺が心配です。本当にこのスタッフの人数でやっていけるのかどうか。アルバイトさんを雇うにしても、急に雇えるわけではないので、それなりの研修等を受けながら、慣れていっていただかないと、子どもに対する対応は難しい部分があって、ちょっと目を離したすきにけがをしたりとかということが起こるわけです。特に障害を持っている方々への対応として、あそべえのほうはすすくさんがおられて、運用しているわけですが、実際にはやっぱり人数の足りないときがあると思います。その辺をどう対応していくのかとか、いろんな細かいことを考えていくと、質問事項はたくさん出てきてしまうのですが、来年度からという、かなり喫緊の話なので、しっかりやっていただけるといいなと思います。

○原島児童青少年課長 何点かご質問いただいております。

まず、施設長と館長の呼び名ですけれども、この間、モデル事業を実施するまでいろんな体制を考えた中で「施設長」という言葉でずっとご説明もしてまいりましたので、ここの資料をつくる時も、これからの方向性と区分する形で「施設長」、今後は2つの事業を1つに総括して地域子ども館という事業でやっていきたいということで、今後については「館長」という言葉に置きかえる。役割が変わるものではございません。そういう形で考えております。

「こどもクラブ」と「学童クラブ」。これも一般的に通っている名前と市の条例等で定めている名前等々がありまして、これも今後は一定の整理をしていきたいと思っております。条例上は「こどもクラブ」という名称でしっかり定まっておりますけれども、保護者等々でも「学童クラブ」で話を通る場合もありまして、職員の説明も「学童クラブ」などを使用することが多いのですが、今回、事業変革もありますので、そういったところでは名称などもしっかりそろえてやっていければと捉えております。

チーフにつきましては、これまでのあそべえ館長はかなり多忙でありまして、嘱託職員1名体制ということもありました。今回、全体の館長を配置することによって、多忙であった事務的などを基本、館長がやりますので、子どもの部分の育成、見守りをあそべえチーフが統括する形で考えております。そういう部分で、今いる館長を初めこういった方にも今後もぜひかかわっていただきたいと思っておりますので、協会採用に当たっても、現在、市のこういったかかわる職員について、力のある方をぜひ推

薦していきたいというところで、体制が安定して継続できる取り組みとして考えていきたいと思っております。

また、アルバイトにつきましても、この間、研修なども大分力を入れてまいったところです。これまで嘱託職員以上でしかやっていなかった障害のある児童への対応とかという研修を、アルバイトさん向けにも今年度初めて取り組んだところであります。今後の子ども協会の運営に当たって、そこは協会もしっかり取り組んでいきたいというお考えをいただいていますので、そういった研修など強化をして、子どもへの対応はしっかりとっていけるようにしたいと思っています。あそべえスタッフも、日が変わりするところがあって、お子さんも、同じ人がかかわった場合のほうが対応が高まる場合もありますので、そういった職員の固定化という部分がある程度考えていきたいと思っておりますのでございます。

この間、桜野ですとか大野田も児童がふえている中では、大規模校については、加配ができるような部分を検討しているところでございます。現状におきまして、平均の参加人数等々を見ますと、学童クラブの利用人数まではいっていないところもありまして、部屋等々も全てにおいてすぐ対応をとらなくちゃいけないというところではございませんが、やはり幾つかの学校においては、児童がふえているというところで、学校とも協議しながらその対応については今後進めていきたいと思っておりますのでございます。

○渡邊委員　そういうデータも一緒に入れていただくと、大丈夫であると安心できますので、今後検討するときの資料をぜひ整えていただけるといいと思います。

○栃折委員　あそべえ事業が始まりましたときに、地域子ども館という名称で、地域というのをそこにつけた意味があったと思うんです。地域の住民が、その地域の子どもの放課後にかかわっていくという意味もあって、「地域子ども館」として1つの特徴をつけていたと思うんですが、この事業が子ども協会に委託された後、地域子ども館を継続して名乗っていく事業が地域とどういう形でかかわっていくのか、その辺を聞かせてください。

○原島児童青少年課長　現在、あそべえの企画運営会議という形で、地域の方にはあそべえの運営にかかわる企画とあわせてボランティア等も兼ねて協力をいただいております。この間、あそべえ事業を10年以上実施している中では、さまざまな企画運営、会計は補助金制度でやっておりますけれども、そういった体制においては地域のほうも若干難しくなってきたというお話もいただいております。ただ、やはり子どもの見守り等々については今後もしっかりかかわりたいというご意見もいただいておりますので、今回の体制の1つとして、あそべえ企画運営会議における地域の負担軽減も図っていきたいと思っております。今回、例えば会計事務とかそういった事務的なものは地域子ども館館長に寄せまして、これまでの支えていただく仕組み、さまざまなイベントに当たって協力いただく体制はこれまでと同じ形です。組織のあり方を変革いたしますが、地域から離れてしまうことはございません。さまざまな事業にかかわる企画、会計とか負担感が出てきているそういった部分は、あそべえ館長のほうで担っていく形で今後取り組んでいきたいというものでございます。

○栃折委員　企画運営会議という組織というか集まりは、そのまま継続されていくと考えていらっしゃるのですか。

○原島児童青少年課長　今は補助金制度で運営を支えていただいております。まず、この仕組みは変えなくてははいけませんので、企画運営会議という名称は変えた形で、組織を変革する形になろうかと思っております。今後も地域のほうに補助金をお渡しして、そこでの事業運営という形をとることはできませんので、市の事業の運営費のほうに吸い上げまして、そこは館長がしっかり管理する。イベントですとか事業の、年間を通した内容についてのご意見ですとか協力いただく仕組みについては、今までのあ

そべえ運営企画会議をベースとした形で残していきたいと思っております。企画運営会議の名称を変えた形で来年度も残すことを考えております。

○大杉子ども家庭部長 一言だけ補足いたしますと、今まで地域子ども館あそべえということで、地域の方々はあそべえのほうのかかわりというか協力体制はあったのですけれども、学童クラブと地域との関係性が非常に薄いことも1つ課題でありまして、このたびは地域子ども館の中にあそべえと学童があるということで、その運営会議でも、あそべえの館長が出て学童のほうの情報を共有することで、学童クラブのほうも地域の方々に関心を持っていただいて、関係を保っていききたい、そういう関係を構築していきたいと思っております。

○渡邊委員 すでに整っているとは思いますが、手順書とかマニュアルとかそういう書類をちゃんと整えていく必要があると思います。それによって、あなたはこういうことをやるんです、こういう手順でやっていくんですということを明確化しないと、組織上、複数の組織が一緒になっていくわけですから、区別がつかなくなったり、「じゃ、ちょっとお願いしますね」と言っていなくなってしまうと言われた方が何をやっていいかわからないというのでは困るわけですから、その辺をきちんと整えていくということも、これからやっていっていただきたい。それをきちんとつくっていかないと、緊急の場合などリスクの管理をするときにも困るし、こういうことで運営しているんですよということを今度やっていただくところに出していただくということも必要になってくるのです。委託した側は、それを見て、いいか悪いか判断できるようになるわけです。今までは中で何とかやっていけましたけど、今度はそういうわけにいきません。その辺のマニュアル化をきちんとやっていただきたいと思います。

○宮崎教育長 これまで、事業名としての学童クラブとか全児童対策としてのあそべえといったものと学校教育といったものの関係に、まだかなり縦割りのものがある。しかし、現在の待機児の問題、保育の問題を考えても、これからは子どもたちの生活の安定を図ることと、学習や成長を支援していくことは一体的に捉えなきゃいけないものじゃないかと思うんです。

例えば、資料4-3で、これだけ増加するのを見ていると、これからの学校教育の中でどういうふうに位置づけていったらいいのか、そして学校の先生たちから見て、こうした子どもたちの福祉的側面をどのように受けとめて、協同的なコラボレーションができるのかといったことがすごく大事になってくるし、あそべえや学童をこれから運営していただく側からも、私はこれはすばらしいと思ったのですが、子どもたち1人1人に対する丁寧な育成とか個別の育成方針とか、そういうのが前面に出ている。管理のためだけにこういう体制をとるのではないということを高らかに打ち出しているんです。子どもたちにとって居場所感を高めるという管理以前の、安全な管理も大事なんだけれども、自分にとって家庭も大切だけどそれに劣らないのが居場所だという気持ちを持って、子どもたちが放課後を過ごすことができ、次の日の学校教育への参加意欲がまた高まってくる、そういう効果を我々は考えていかなきゃいけないんじゃないかなという気がするのです。教育委員の皆さんのご意見もいただきながら、そうした子どもの総合的な支援をどう考えることができるか。小中一貫とかそういう部分もみんな関係があるかもしれない。とにかく我々の発想をこれからはもうちょっと柔軟にしていこうことをぜひ考えたいという気がしました。

(5) 小中一貫教育の検討状況について

○邑上議長 それでは、次の項目であります「小中一貫教育の検討状況について」でございます。実は

当初、この項目はなかったのですが、あえて入れてもらいました。この間、地域でも大変関心を持って、心配の声もあるし、いろんな課題も指摘いただいているところでございます。きょうこの場で意見交換というのは時間がとりにくいかと思いますが、今の時点での経過をご報告いただいて、この場でもいつかはきちんと意見交換をしたいと思います。いつやったらいいのかも含めて、事務局のほうで説明をいただければと思っています。

○大杉教育企画課長 それでは、教育企画課長の杉より説明を申し上げます。

本市における小中一貫教育につきましては、教育部内に設置しました委員会の検討結果として、本年2月に公表しました武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書の中で、教育指導面からまとめたところがあります。この報告書の内容につきましては、4月の武蔵野教育シンポジウムを皮切りに、学校教育関係8団体の代表者への説明や、6月から8月にかけて市民、幼稚園、保育園等の保護者に向けまして、合わせて11回の意見交換会を開催するなどしまして、今後の検討に資するため、さまざまな意見を聞く会を設けました。

11回行いました市民意見交換会では、合わせて254人の市民の方が参加され、大変多くの意見、感想を寄せられました。例えば、報告書のデータについての疑問、小中一貫校への期待と不安、子どもたちが本当によければ大人はそれに向けて努力すべきという意見、小学校6年生のリーダー性が失われないうか、人間関係が固定化するのではないかという懸念、いじめ・不登校、学習意欲向上などは現行制度でも改善できるのではないか、学年区分への疑問、教員への負担の懸念、小中の教員の交流が進むことへの評価、教科担任制のメリット、学校規模が過大になることへの懸念、通学距離は短いほうがよいという意見、コミュニティースクールへの希望、保護者・教員・関係者の意見をよく聞いてほしいといった、ソフト、ハード、進め方など、さまざまな面からたくさんご意見、ご感想をいただきました。

教育委員会では、市立学校における小中一貫教育について検討を進め、方向性を決定するに当たりまして、必要な事項を調査研究するため、武蔵野市小中一貫教育調査研究ワーキングチームを6月に設置いたしました。ワーキングチームは、教育委員会事務局の部課長6人を委員としまして、教育課程の枠組み、特設教科・武蔵野市民科（仮称）の内容、小中一貫教育についての研究協力校の指定等、学校の適正規模及び通学区域、学校施設の整備内容などの調査研究事項について検討をしていく予定であります。

現在、ワーキングチームにおいて、市民からの意見、感想を踏まえ、調査研究を進めているところでございますが、平成28年度内に、小中一貫教育の構想に関する骨子のような形で取りまとめたいと考えております。

また、教育委員会では、学校施設整備、ハードについての計画を策定するため、昨年6月に学校施設整備基本計画策定委員会を設置しまして、学校施設の整備のあり方、標準仕様、整備する学校の順序などにつきまして検討を進めていたところです。ただ、小中連携教育推進委員会の報告書がなされ、小中一貫教育の検討状況を踏まえる必要があるため、この間、計画策定の作業は一時中断しておりました。作業は再開したところございますけれども、市としてはまだ小中一貫教育のあり方について結論が決まっていない状況ですので、小中一貫教育校として整備する場合と、小中学校をそのまま改築する場合の両方の可能性を併記する形で、中間のまとめとして28年度内に整理したいと考えております。

以上をもちまして、説明を終わります。

○邑上議長 今年度中に学校施設整備計画の案というのか、小中一貫型を進める案と現状の小中学校建てかえ案とを整理いただけるということですか。

○大杉教育企画課長 2通りというんでしょうか、A案、B案という形で整理ができればと思っております。

ます。

○邑上議長 その中間ぐらいで、この場でも意見交換ができるということですか。

○大杉教育企画課長 次回、3月3日の総合教育会議の中でご議論できる形のをまとめたいと思っております。

○邑上議長 ご質問、これまでの時点でのご意見があればと思いますが。

○栃折委員 恐らく3月3日に意見が言えないと思いますので、ちょっと思っていることを。

これだからどういう方針をとってもらいたいということではなくて、皆さんが考えていく中に1つ頭の隅に置いていただきたいと思っていることが、他の区市と違って、武蔵野市に自治会組織がない。それが大きな特徴だと思っています。それは昭和20年以降、武蔵野市民が選択した1つのあり方だと思っているのですが、自治会等の組織を持たない、公的に枠組みをはめられない形で市民が生きていこうとしたこの武蔵野市ですので、自分の意思で人とかかわるという姿勢をとらないと、外側からの力によって人とかかわっていくチャンスがなくなったわけです。その中でも武蔵野市は、じゃ、皆さんが個々に生きてきたかという、そうではなくて、やはりそれぞれの意思を持って、地域の方とそれなりの地域の特性というか空気を醸し出すようなものを育てて、ここまでやってこられたと思っています。

ただ、それだけでは、例えば災害に備えてということ、武蔵野市でも地域社協という形をとるようになっていったのですが、地域社協も、あくまでも自分の意思で皆さんとつながっていきこうという気持ちを持った方々が集まれるものであって、外側から枠をはめて皆さんがそこに組み込まれていくというものではないんです。そういう中で、何とかかかわりを持って皆さんがお互いを支え合っているという選択をしてきているのですが、やはり現代の社会が抱えるいろいろな課題の中で、外からはめられる枠がないために、自由意思で、人とかかわることを選ばない方々も、武蔵野市はどちらかといいますと都会ですので、そういう意味では、かかわりたくないから武蔵野市に住んでいるという方もいらっしゃるのが現実だと思っています。

例えば、若い世代のPTA活動などのあり方を最近見ておきますと、かかわりやすい同年代の方とかかわりを持ち、PTA活動などに取り組まれる例がふえています。例えば、小学校ですと、子どもが6年間そこにいて、子どもも6年の異世代がいるのですけれども、保護者世代はもっと広い世代がそこに存在するんです。ただ、その中でもやはり活動しやすい、話しやすい方々と組んで、ことし1年、PTAの役員をお引き受けしますという方々が、みんな2年生の保護者であったりみたいなことが起こっています。ということは、地域の多世代といろいろな形で積極的にかかわっていきこうという、それは実は勇気の要ることで、ましてや地域の、本当にもっと上の世代の方々とのかかわり方も難しく感じている方が多いと思っています。

話がどこに行くだろうと皆さん思われていると思いますが、私は小中一貫教育の研究をしなければということで、あちこち視察もさせていただいたのですが、やはり小さいときから多くの年齢の中で生活するという9年間の学校のあり方を幾つか見せていただく中で、小学校1年生と、中学3年生が一緒にいるという子どもたちの人間関係は、始める前は、大きい子が小さい子に圧力として負担をかけるのではないかとことを周りの大人が心配したにもかかわらず、やはりそこは子どもの本能で、大きい子は小さい子に対していいところも見せたいし、ある意味、親のような、保護者のような視点を持って小さい子に接していくということが自然にできていて、大きい子と小さい子のトラブルがないんですということをどこでもおっしゃったのです。やはり小さいときから大きい人とつき合っていく。その幅が大きければ大きいほど、そういう多世代でのかかわり方を子どもたちが身につけていけるチャンスがそこにあるのではないかと。大人になってしまった私たちには、意図的に、いろんな世代の人とうまくやっ

ていく練習をする場はなかなかないのですが、小さいうちからそういうことを習慣として、自分がいろんな位置にしながら大きい年齢差の中で生きていくことが、子どもたちに、今までにはなかった経験の場として生かされていくのではないかなということを実感しました。それが全てにまさってよしということは決してないのですが、それは皆様がこれから考えていく中で、どの子にも得られるチャンスの1つとして取り込んでいただける要素と考えていただくのもいいなと思います。これは武蔵野市だからこそという意味を込めて考えていただけたらいいなと思いましたので、発言させていただきました。

○邑上議長 引き続き事務局のほうではいろんな委員が作業を進められているということですので、それを適宜また情報提供していただきながら、次回に少し時間をとって意見交換できたらと思っています。よろしくをお願いします。

3 情報提供

次期学習指導要領について

○邑上議長 それでは、「情報提供」に移ります。「次期学習指導要領について」ということで、時間の都合上、ポイントだけをお願いしたいと思います。

○指田指導課長 それでは、平成 28 年 8 月 1 日、中央教育審議会より公表された次期学習指導要領に向けた、これまでの審議のまとめ案についての情報提供をさせていただきます。

まず、資料 5-1 の 1 枚目の「改訂の基本方針」でございますが、3 点ございます。

大きなポイントとしては、(1) グローバル化の進展や人工知能 (A I) の飛躍的な進化などによって「未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育の実現」と記されております。そのために (2) 各学校では「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することを重視しながら、「社会に開かれた教育課程」の実現ということが記されております。(3) は、これまで「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、次は「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という視点から改善が記されております。

その構造化した図が資料 5-2 にございますので、ごらんください。

今申し上げましたように、方向性としましては、「何ができるようになるか」。これは、これまでの「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成に加えまして、「学びに向かう力・人間性」の涵養と、情意や態度について記されております。それから、「何を学ぶか」、これは後ほど説明いたしますが、新しい道徳の教科化などについて記されております。そして、「どのように学ぶか」。これは、これまでも出されておりますが、アクティブ・ラーニングの視点から学ぶようなことが記されております。

これをもとにして、1 枚目の 5-1 にお戻りください。

改訂の方向性としましては、今申し上げたように、(1) 「生きる力」を育むために必要な資質・能力の明確化。これが「何ができるようになるか」という視点でございます。

(2) は「どのように学ぶか」。これは「アクティブ・ラーニング」による質の高い学びの実現ということで、「主体的・対話的で深い学び」が目指されております。特に、3 点目の「深い学び」につきましては、各教科等で習得した知識や考え方を活用した「見方・考え方」。これは資料 5-2 の裏面にそれぞれの教科の中で「数学的な見方・考え方」等について、日常生活でこのような考え方をいかに活用していくか、そのあたりを重点に、問題を発見・解決したり、自己の考えを形成したりあらわしたりす

ることを強調しております。

(3)「カリキュラム・マネジメント」による学校教育の改善・充実は、先ほど申しあげましたように、社会に開かれた教育課程を実現するために、各学校ではカリキュラム・マネジメントの視点で教育課程を編成するように位置づけられております。特に、ポイントとしては、②「教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき」ということで、いかに学校が地域や社会の状況に応じた教育課程を編成するか、このあたりが大きなポイントとしてあります。そのために、③として、教育活動に必要な人的・物的資源等の活用も記されております。

裏面をごらんください。「具体的な改善点」は「何を学ぶか」ということでございます。今回は、教科指導のほかにも、特に3点あります。

1点目は、ご承知のとおり、道徳の教科化です。これははじめの問題や国際理解等を背景に、特に先ほど申しあげましたような、③にあります問題解決的な学習、体験的な学習、アクティブ・ラーニングを導入して、考える道徳等が記されております。

2点目は、外国語教育の拡充でございます。①小学校高学年では、従前では年間35時間、外国語活動という形で位置づけておりましたが、それを教科にして外国語教育を実施する。これは週2時間の実施になります。新たに小学校中学年、これまで5年生、6年生で行ってございました外国語活動を、新たに週1時間、35時間ずつ実施することになります。

3点目は、プログラミング教育でございます。これは先ほど申しあげたような人工知能の進化を背景に、特にプログラミング的思考を小学校段階から子どもたちにつけることが大きなポイントとしてあります。プログラミング的思考というのは、脚注に説明を入れさせていただきました。自分が意図する一連の活動を実現するために、どのようなプログラムをつくれればいいかということを論理的に考える力と位置づけられております。具体的には、総合的な学習の時間とか理科とか、そのような科目で各学校の裁量において実施することになっております。

最後に、次期学習指導要領の関連スケジュールでございます。

今年度中に学習指導要領が告示される予定でおります。今後は、平成30年度に小学校の道徳が教科化されることを踏まえまして、来年度、29年度には小学校の道徳の教科書の採択。31年度には中学校の道徳の教科化に伴いまして、再来年度の30年度が中学校の道徳の教科書採択。以下、32年度の全面実施に備えて、31年度が小学校、そして32年度が中学校の教科書採択の予定となっております。

説明は以上でございます。

○邑上議長 次期学習指導要領についての情報提供をいただきました。何かご質問がございましたら、よろしいですか。

4 その他

○邑上議長 次に、その他でございます。事務局、お願いします。

○樋爪企画調整課長 事務局から、次回会議予定です。次第の4をごらんください。特段、臨時の開催等がなければ、次回は、先ほど来お話にあります平成29年3月3日、金曜日、午前10時から12時の予定でございます。年度末ということで、武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱、重点的な取り組み進捗状況についてと、先ほどお話のありました小中一貫教育等についてが話題になるかと考えております。

以上でございます。

○邑上議長 次回はひな祭りの日ということで、よろしくお願いします。
その他何かございますでしょうか。——よろしいですか。

5 閉会

○邑上議長 それでは、以上で平成 28 年度第 2 回の総合教育会議を終わります。どうもありがとうございました。

午後 4 時 23 分 閉会